

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令案要綱

空家等対策の推進に関する特別措置法（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成

二十七年二月二十六日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年五月二十六日とすること。